

## 平成30年度 湧水町・全体会計財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 7年～60年

物品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額とのおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

##### (2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

###### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

水道事業会計

###### ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

###### ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

###### ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 8. 0%

将来負担比率 29. 8%

###### ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 529千円

###### ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 205, 258千円

###### ⑦ 過年度修正等に関する事項

過年度の固定資産台帳の資産の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正による本年度の財務書類への影響額は以下の通りです。

貸借対照表

事業用資産

土地 42,754,178 円増加

建物 131,823,339 円増加

インフラ資産

土地 173,640,667 円減少

建物 139,943,339 円減少 減価償却累計額 100,535,048 円  
長期延滞債権（貸付金） 214,218 円減少  
純資産変動計算書  
無償所管替等 固定資産形成分 126,249,119 円減少  
その他 固定資産形成分 214,218 円減少

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

6,022,854 千円

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 4,009,655 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 563,956 千円

将来負担額 10,143,215 千円

充当可能基金額 2,969,334 千円

特定財源見込額 142,910 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 6,022,854 千円

- ③ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

1,259 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 基礎的財政収支 -91,207,637 円

- ② 既存の決算情報との関連性

繰越金に伴う差額

収入（歳入）：7,053,294 千円

支出（歳出）：6,816,614 千円

資金収支計算書

収入（歳入）：6,817,358 千円

支出（歳出）：6,816,614 千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
資金収支計算書

業務活動収支	172,760,682 円
-----	
投資活動収入の国県等補助金収入	208,711,340 円
未収債権額の増加（減少）	△292,434 円
減価償却費	△681,303,434 円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△3,539,977 円
退職手当引当金繰入額（増減額）	118,463,530 円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△3,052,376 円
資産除売却益（損）	13,672,030 円
不能欠損額	△564,921 円
純資産変動計算書の本年度差額	△175,145,560 円
-----	

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 550,000 千円

一時借入金に係る利子額 182 千円